

## 志木市志民力人材バンク実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、志木市まちづくり推進バンク要綱（平成26年志木市告示第82号。以下「要綱」という。）第2章に規定する志民力人材バンクの実施に関し、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (登録資格)

第2条 志民力人材バンクに登録することができる者は、18歳以上の者とする。

### (登録の区分及び分野)

第3条 志民力人材バンクの登録は、志木市地区まちづくり会議設置要綱（平成26年志木市告示第27号）第1条に規定する地区まちづくり会議の委員についてするほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める分野についてするものとする。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関の委員 次のアからコまでに定める分野

ア 政策

イ 環境

ウ 防災

エ 交通

オ 介護

カ 高齢者

キ 児童

ク 都市計画

ケ 教育

コ その他

(2) まちづくりの推進を図るための行事の企画及び運営に携わる者 次のアからシまでに定める分野

ア 保健

- イ 福祉（高齢者・子育て・障がい者）
- ウ 観光
- エ 文化及び芸術
- オ スポーツ
- カ 環境
- キ 防災及び防犯
- ク 人権
- ケ 国際化
- コ 経済（商業・工業・農業）
- サ 消費者
- シ その他

（台帳に記載する事項）

第4条 要綱第4条第3項の志民力人材バンク登録台帳に記載する事項は、登録番号、氏名、生年月日、性別、居住する地域並びに前条の規定による登録の区分及び分野とする。

（登録の有効期間）

第5条 要綱第7条の市長が別に定める期間は、平成27年度及び平成27年度から起算して2年度又は2の倍数の年度を経過するごとの年度の期間とする。

（登録者の活用手続）

第6条 市民生活部市民活動推進課長（以下「市民活動推進課長」という。）は、要綱第8条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る要綱第4条第2項に規定する登録者の活用を認めるときは、その旨を志民力人材バンク利用許可書（第1号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた課等は、登録者の活用の結果を志民力人材バンク結果報告書（第2号様式）により市民活動推進課長に報告するものとする。

附 則

この告示は、平成26年5月1日から施行する。